

令和5年度（2023年度） 茨城県ドクタープール医師 募集要項



応募の際は、書類に不備のないよう十分確認してください。
提出書類様式については、下記ホームページでダウンロードできます。
(茨城県地域医療支援センターホームページ) <http://ibaraki-dl.jp/>

令和5年4月
茨城県

令和5年（2023年）4月1日
茨城県保健医療部医療局医療人材課

県民の生命を守るという観点から選定した「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科（第2次目標）」で診療に従事する茨城県職員を採用するため、次のとおり採用選考を実施します。

1 職種、募集人員

職 種	募集人員
医 師	1 人

2 職務内容等

茨城県内の公的医療機関のうち、次の表に掲げる医療機関・診療科（以下「公的医療機関」という。）に勤務（常勤派遣）し、診療業務を行います。

医療圏	勤務場所	診 療 科
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	循環器内科

勤務期間は、3年間で1単位期間とし、原則として2単位期間の勤務を基本とします（期間の更新も可能）。

1単位期間中1年間の研修期間が設定できます（次の「3 研修」を参照）。

3 研修

1単位期間のうち、2年間で公的医療機関に勤務していただき、1年間で研修期間とすることができます（研修期間の設定時期は、応相談）。

研修先は、日本国内に限らず、海外も対象とし、自主研修を行うことができます。

経歴等を勘案し、公的医療機関派遣前に短期の臨床研修を行う場合があります。

※ ただし、職員の定年等に関する条例・規則に基づき、原則として60歳以上の方は研修期間を設けることはできません。

4 身分

茨城県職員として採用します。

公的医療機関派遣期間中は、県職員の身分を併せ持ちます。

5 給与

公的医療機関派遣期間中は、派遣先の公的医療機関の給与規程に基づき、派遣先から給与が支払われます。

1年間の国内外での自主研修中は、県の給与規程に基づき県から給与が支払われます（研修先等から給与を支給される場合を除く）。

また、海外研修を実施する場合、県職員としての給与以外に、研修経費として250万円を上限に県が負担（各人1回限り）します。

(参考) 国内外自主研修中の給与について

給与の金額は、職員の給与に関する条例・規則に基づき、職歴、経験等を考慮して決定します。

例えば、平成 31 年 (2019 年) 3 月に医大を卒業し、同年 5 月に医師免許を取得した後、4 年 11 カ月の職務経験を経て令和 6 年 4 月 1 日に本県に採用された場合の給料月額額は 337,300 円です。

このほか、初任給調整手当 (308,600 円)、扶養手当、地域手当 (給料月額額の 16%)、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

なお、これらの額は、条例改正等により変更されることがあります。

6 応募資格の要件

次のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日現在において満 65 歳未満の方
- (2) 医師法 (昭和 23 年法律第 201 号) 第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修 (初期臨床研修) を修了し、循環器内科領域の研修を開始している方、又は循環器内科専門医資格を取得済みの方
- (3) その他次のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 茨城県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
 - エ 自治医科大学を卒業した医師のうち、自治医科大学医学部修学資金貸与規程 (昭和 47 年 4 月 1 日制定) 第 7 条第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない方
 - オ 茨城県医師修学資金貸与条例 (平成 18 年茨城県条例第 47 号) に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第 14 条第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない方
 - カ 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例 (平成 20 年茨城県条例第 36 号) に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第 13 条第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない方
 - キ 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例 (平成 29 年茨城県条例第 33 号) に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち、同条例第 14 条第 1 項の規定による修学資金の返還債務の免除を受けていない方

7 応募方法

次の書類を、下記申込先まで郵送又は持参してください (所定様式はホームページで御覧になれます。御連絡いただければ郵送もします。)

- (1) 履歴書 (別紙様式)
- (2) 医師免許証の写し (A 4 サイズに拡大したもの)

8 申込先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県保健医療部医療局医療人材課（医師確保担当）
TEL：029-301-3191（直通） FAX：029-301-3194
E-mail：i.doctor@pref.ibaraki.lg.jp

9 受付

受付期間
【郵送の場合】令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）（消印有効） 【持参の場合】令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水） ※ 持参の場合は、閉庁日（土曜日、日曜日及び国民の祝日）は受付できません。また、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までといたします。 ※ 募集人員に満たない場合、再度、募集を行います。

10 選考の日時及び場所

申込みがあった都度、書類選考を行い、面接試験の日時を決定します。
場所は、別に連絡します。

※ 面接試験には、必要に応じて、「2 職務内容等」に記載の公的医療機関のうち勤務を希望する医療機関を運営する法人等（以下「勤務希望先法人」という。）の職員が、同席する場合があります。

11 採用応募者の個人情報の取扱い

応募者の個人情報は、採用選考及び採用決定後の諸手続きに必要な範囲内で利用します。

なお、採用選考業務を行うことを目的として、勤務希望先法人に対して、応募者の個人情報を郵送・電送・手交等により提供する場合がありますので、予めご了承ください。

12 その他

提出書類は、可否に関わらず返却しません。